別紙様式６

第　　　　 号

令和 年 月 日

（法人名）

（役職・代表者名） 様

長崎県知事 大石　賢吾

令和５年度長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象事業者決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました標記交付金について、令和5年度長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱第５条第２項の規定により、対象事業者として決定したので通知します。

対象：（障害者サービス/障害児サービス）

別紙様式８

長崎県指令　障福第　　　　号

令和5年度長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付決定通知書

（令和６年　　月分）

所在地

法人名

代表者名

　令和5年度長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第５条の規定により次のとおり交付することを決定したので、同規則第７条の規定により通知する。

令和　　年　　月　　日

長崎県知事　大石　賢吾

記

１．交付決定額　　　　　　　円

２．交付決定の内容

（１）補助金の交付決定の対象となるのは、令和5年度長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき対象職員の賃金改善を実施する事業であって、その内容は令和　　年　　月　　日に申請のあった令和5年度長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象事業者申請書記載のとおりである。

（２）事業の内容が変更された場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

3．交付の条件

（１）この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示460号の９）及び実施要綱の適用を受けるものであること。

（２）この補助金は、実施要綱第９条に掲げる事項を条件として交付するものであること。

4．その他

　事業完了後、実施要綱第10条に基づき実績報告書に必要な証拠書類を添えて長崎県障害福祉課に提出すること。

別紙様式９

長崎県指令　障福第　　　　号

令和5年度長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付額確定通知書

所在地

法人名

代表者名

　令和5年度長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則16号）第14条の規定により、次のとおりその額を確定したので、通知する。

令和　　年　　月　　日

長崎県知事　大石　賢吾

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 対象サービス | （障害者サービス/障害児サービス） |
| 1. 交付決定額 | 金　　　　円 |
| 1. 交付確定額 | 金　　　　円 |
| 1. 過不足額 | 金　　　　円 |